



島根県報

平成22年4月30日（金）

号外 第 103 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則 （港 湾 空 港 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第50号）

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例第7条の規定の施行期日は、平成22年5月1日とすることとした。

規 則

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（平成22年島根県条例第8号）第7条の規定の施行期日は、平成22年5月1日とする。